

藤岡市農業委員会

令和8年第5回

定例会議事録

令和8年5月7日招集

## 令和8年藤岡市農業委員会第5回定例会議事録

令和8年5月7日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和8年藤岡市農業委員会第5回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

議案第 20 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 21 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 8 号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 9 号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (12名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
10番 中村 章弘	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾

### [出席農地利用最適化推進委員] (7名)

2番 神田 隆	5番 渡邊 義晴	8番 宮下 佐登志	11番 高橋 勝義
14番 堀越 昭彦	16番 黒澤 松博	18番 齋藤 今朝男	

### [事務局]

事務局 長	横田 道明	事務局 次 長	三木 剛英
次長補佐兼係長	春山 崇	係 長 代 理	金井 朝恵
係 長 代 理	笠原 諒亮		

(開会13時24分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和8年 第5回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、中庁舎3階の小会議室を用意しておりますので、2班の委員さんにつきましては、大変申し訳ありませんが、この後、ご移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和8年第5回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番 川村委員、14番 塚本委員、の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時29分)

(再開13時53分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から4番の4件です。整理番号1番は神田のIさんが、農業経営の規模拡大を図るため、神田の農地1筆、面積2,126㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は矢場のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、矢場の農地1筆、面積962㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は白石のHさんが、農業経営の規模拡大を図るため、白石の農地1筆、面積1,241㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と認められます。整理番号4番は保美濃山のIさんが、新たに農業経営を開始するため、保美濃山の農地28筆、面積10,349.61㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第20号整理番号1番から4番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 20 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 7 番の 3 件です。整理番号 5 番は中の T さんが、藤岡インターチェンジ西産業団地第 2 期造成事業により自作地が減少するため代替地としての中の農地 1 筆、面積 1,332 m<sup>2</sup>を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題な

いと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は中大塚の O さんが、農業経営の規模拡大を図るため、中大塚の農地 1 筆、面積 770 m<sup>2</sup>を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は譲原の K さんが、農業経営の規模拡大を図るため、譲原の農地 4 筆、面積 2,741 m<sup>2</sup>を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 20 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 20 号整理番号 5 番から 7 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして整理番号 6 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 議案第 20 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして整理番号 7 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、白石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 4 筆、面積 943 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 657 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市内の NPO 法人が、下日野及び上日野の農地を売買にて取得し、フリースクールの庭園用地として転用するもので、農地 4 筆、面積 4,218 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 21 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 3 番は許可と決定します。なお、整理番号 3 番については、一体的な利用のうえ、合計で 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。続きまして、議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番から 7 番の 4 件です。整理番号 4 番は、藤岡の K さんが、小林の農地を売買にて取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 448 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,024 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、駐車場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 242.38 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,076 m<sup>2</sup>、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 21 号整理番号 4 番から 7 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 22 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。7 ページから 8 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地及び地域計画外の農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 32 件です。以上で、議案第 22 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　ただ今、議案第 22 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員の退席を願います。

＜関係委員退席＞

職務代理 　ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理者より議事進行いたします。議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

職務代理 　特に意見もないようですので、採決します。議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 　挙手全員でありますので、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 　続きまして、議案第 23 号藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について上程します。事務局より説明願います。

事務局 　はい、ご説明いたします。議案第 23 号藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてご説明いたします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、農業委員会等に関する法律第 7 条により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めたく、決定を求めらるるものであります。この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する群馬県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する藤岡市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として将来に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うこととされており、本年が改選の年であることから見直しを行うものです。今回の見直しについては、遊休農地の解消目標、及び、担い手への農地利用集積目標の数値の更新をするものであり、文章の訂正は行っておりません。目標年の設定につきましては、次回の改選期である令和 11 年を 3 年後の目標年とし、藤岡市の「農業経営基盤の強化の促進

に関する基本的な構想」を踏まえる必要があることからこの構想と同じく令和12年を目標年次としております。議案書10ページ右側にある遊休農地の解消目標については、管内農地面積の減少傾向を踏まえ、作成にあたり農林水産省より示された参考例に「10年後に目指す農地の状況等を示すもの」とあることから、令和7年度に実施した利用状況調査にて遊休農地と判断された農地を10年かけて解消することを目標とし、数値の設定をいたしました。議案書11ページ左側にある担い手への農地利用集積目標についても、藤岡市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と同じく、目標年次である令和12年度に集積率46%となるよう、目標の数値を設定いたしました。担い手の育成・確保につきましては、総農家数（うち、主業農家数）作成の根拠となる農林業センサスの2025年版が未だに公表されていないことから、令和5年の見直しで使用した数値と同じになっております。担い手の経営体数等につきましては、令和年度最適化活動の目標設定等の数値を元に農政課に確認いただきながら目標とする数値を設定いたしました。以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　ただ今、議案第23号について、事務局の説明が終わりましたが、何か意見がありましたら、お願ひします。

（意見なし）

議長 　特に意見もないようですので、採決します。議案第23号藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でありますので、議案第23号藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、原案のとおり決定します。続いて、報告第8号・第9号を一括して上程します。事務局より説明願ひます。

事務局 　はい、ご説明いたします。議案書13ページをご覧ください。報告第8号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4条が0件、5条が4件の計4件ございます。詳細については14ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第9号ですが、議案書15ページから16ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が6件、耕作証明が2件、許可取消が2件の計10件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

議長 　ただ今、報告第8号・9号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、そのように決定します。続きまして、第4回定例会にて「保留とし、現状確認及び内容聴取を行うこと」に決定されました令和8年第4回定例会、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請、整理番号5番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、ご説明いたします。令和8年第4回定例会、議案第15号整理番号5番の保留案件につきまして、ご説明いたします。本案件は、市外の法人が、新たに農業経営を開始するため、鬼石の農地4筆、面積2,791㎡を売買にて取得するものですが、下審査におきまして、当該地は鬼石地区の中心地であり、本当にここで農業が行えるのかという疑義が生じたことから保留としたものです。そこで、4月23日に浅見会長、山口職務代理者、川村委員及び事務局にて保留調査会を開催し、当該人が現在富岡市でねぎを栽培している現場に赴き、栽培計画や近隣住民に対する配慮などについて話を伺いました。鬼石では、栗を栽培する予定であり、計画や近隣への配慮については特段問題なく、また、富岡市のネギ畑につきましても、適正に管理されており、信憑性は高いものと考えられます。よって、本案件は許可相当であると考えられます。以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今より休憩いたします。

(休憩 14時 18分)

(再開 14時 24分)

議長 休憩をといて会議を再開します。事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。令和8年第4回定例会 議案第15号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、令和8年第4回定例会 議案第15号整理番号5番は許可と決定します。以上をもちまして、令和8年第5回定例会

を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 25 分)